

高知県沿岸漁業経営再建特別資金利子補給要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧												
第 1 条～第 26 条 （略） 附則 （略） 附則 <u>この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u> 別表（第 7 条関係） <table border="1"> <tr> <td>基準金利</td><td>近代化資金基準金利－0.5パーセント</td></tr> <tr> <td>利子補給率</td><td>近代化資金利子補給率</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>（近代化資金基準金利－0.5パーセント）－近代化資金利子補給率</td></tr> </table> 備考 上の表により算出した貸付利率が 1.0 パーセントを下回るときは、貸付利率は 漁業経営維持安定資金の貸付利率 <u>又は 1.0 パーセントのいずれか低い利率</u>とし、 利子補給率は上の表より算出した基準金利から貸付利率を引いた利率とする。	基準金利	近代化資金基準金利－0.5パーセント	利子補給率	近代化資金利子補給率	貸付利率	（近代化資金基準金利－0.5パーセント）－近代化資金利子補給率	第 1 条～第 26 条 （略） 附則 （略） 別表（第 7 条関係） <table border="1"> <tr> <td>基準金利</td><td>近代化資金基準金利－0.5パーセント</td></tr> <tr> <td>利子補給率</td><td>近代化資金利子補給率</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>（近代化資金基準金利－0.5パーセント）－近代化資金利子補給率</td></tr> </table> 備考 上の表により算出した貸付利率が 1.0 パーセントを下回るときは、貸付利率は 漁業経営維持安定資金の貸付利率とし、利子補給率は上の表より算出した基準金利 から <u>漁業経営維持安定資金の</u>貸付利率を引いた利率とする。	基準金利	近代化資金基準金利－0.5パーセント	利子補給率	近代化資金利子補給率	貸付利率	（近代化資金基準金利－0.5パーセント）－近代化資金利子補給率
基準金利	近代化資金基準金利－0.5パーセント												
利子補給率	近代化資金利子補給率												
貸付利率	（近代化資金基準金利－0.5パーセント）－近代化資金利子補給率												
基準金利	近代化資金基準金利－0.5パーセント												
利子補給率	近代化資金利子補給率												
貸付利率	（近代化資金基準金利－0.5パーセント）－近代化資金利子補給率												